

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成28年11月28日(月) 13:02～14:29

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

粒谷 友示 委員長

梶川 虔二 副委員長

山中 益敏 委員

川田 裕 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

米田 忠則 委員

出席理事者 福西 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○粒谷委員長 ただいまの説明またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○川田委員 上がっている議題については特にありませんが1点、子どもの権利についてお尋ねします。奈良県でも現在、教育大綱を設けられて、幼児教育等々、子どもに対する支援を含めた中で、もちろん少子化問題も絡んで進めていくとご尽力いただいている現状だと思います。子どもたちにはいろいろな権利があって、国際条約の中でも日本は児童の権利に関する条約も批准しており、こういったところについて子どもの人権等を含めた行動は、奈良県としては今どのようなところに特に重きを置かれてやっておられますか。

○福西こども・女性局長 子どもの権利ということでご質問いただきましたが、多岐にわたる部署にかかわってくる問題かと思っており、子どもにかかわらず全ての県民、また広くは国民にもかかわると思いますが、平等にするということに重きを置いています。

○川田委員 平等ということで、特に教育などでしたら教育機会の平等といたしますか、均等といたしますか、こういったものを掲げられて、例えば所得格差によって受けられる教育が受けられないといった問題も解消しようと、国でも、公立高校の無償化などの施策にも取り組んでおられるということです。先般、香芝市で来年度の幼稚園の入園の願書を受け付けて、入園手続を現在行っていますが、子どもの権利侵害の事件が問題になりました。

香芝市の場合は、3年計画で3歳児保育まで幼稚園で預かろうと、今まで香芝市といえども子どもが多くて、幼稚園も大きな規模だったのが、最近の少子化で子どもの数が減ってきていますから当然教室もあいていくと。それなら、3歳児も受け入れられるだろうと。ましてや幼児教育の重要性が最近特にうたわれている中で、そういった施策をとっていると。香芝市の大きいところでは280名までは預かりますと条例、規則等で定数を規定して、預かる、教育を与える義務が香芝市に発生している状態です。ところが、行政の人間が勝手にそのルールを歪曲して、3歳児は40名しかとらないということがあり、47名や50名など各園に入園の願書を提出されて受けたいということだったのが、抽選で選ぶということで強要されて、それによって40名しかとらないのだと。

入れるはずの子どもが、幼児教育を受ける権利を持つ香芝市民が受けられないという問題で大騒ぎになっています。条例や規則に位置づけてやっているにもかかわらず、なぜ行政の人間がそのような勝手な行動ができるのだと。内部規定で勝手に決めたということだったのですが、子どもたちの権利侵害であると市教育委員会に申し立て、先日、私も市教育委員会に請願を上げて委員会にも出席して、請願の趣旨説明も全部行ってきたのです。こういうことが法治国家で行われていることは、いくら奈良県が教育大綱で子どもの幼児教育をきちんとするとか人権を守るとか言っても、このようなレベルの低い、基本中の基本的なことを破られていることが現実にあったわけです。

市教育委員会には、当然条例、規則と提出した書類等も全部先に渡したのですが、これは県としても、香芝市だけに限らず今後こういったことがないように、本来受けられるはずのものを受けられない、先日保護者ともお話ししましたら、おじいさんやおばあさん、親御さんから、来年から幼稚園だよ、頑張って行けよと言われ、頑張ると満面の笑みで答えていたのが、今まで準備段階の保育教室にも通われていたらしいのですが、たくさんの友達ができ、そして自分だけが行けなくなったというので本当に落ち込んでしまって、お母さんも涙ぐんで、子どもの人権に対する権利侵害が平気で行われて、市教育委員会に言っても頭からできませんと言われて、市教育委員会が間違っているのに偉そうにしてい

るという、こんなことが奈良県の中であってはならないと思うのですけれども、こういう事件を受けて奈良県としては一体どのようにお考えになるのかをお聞かせいただきたいです。

○西上教育研究所副所長 香芝市の公立幼稚園の入園募集の不許可についてお答えします。

そもそも幼稚園については、設置者である市町村、今のお話の件では香芝市の条例、規則に従って香芝市が運用していくものであり、県としては直接監督権限等はないものと思っています。ただし、委員の話にもありましたように、乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なものであり、子どもたちの権利を、義務教育でないがゆえに、確かに市町村により条件に違いがありますが、大切にしていかななくてはならないものと認識しています。川田委員から提出いただきました要望書を踏まえて、本日付で県教育長より香芝市教育長宛てに、その事情を尋ねる文書を発出したところです。その回答をもとに実情を把握し、県としてどのような対応ができるのか、今後、香芝市がより適切に対応されるよう検討した上で働きかけてまいりたいと思っています。以上です。

○川田委員 市町村、公共団体の違いはわかるのですけれども、教育大綱に書いていて、教育大綱を設定するときには市町村の首長も全員出席されたと聞いているので、皆さんと一緒につくられたものでしょう。自分たちで決められて自分らで侵害をしていることはあり得ないと思います。これは首長ではなくて、教育委員会の不備だったと思うのですが、一緒にやっ払いこうと教育大綱を決めてやっている以上、県としても責務があると思うのです。ましてや、行政手続法上ですが、規則に定数を280名と書いているのに現実には140名しか入れませんという暴挙を働いておられるわけですが、完全に行政法違反です。

幼稚園の入園許可は、規則を読みましたら、身体の発達に問題がない限りは入園を許可すると言い切っていることから考えれば、入園許可を与えないといけない。まして教員も足りないなどと一時市教育委員会も言っていました、関係ないです。この中には教員設置義務も規定されていますので。法治国家ですから決められたことをやっ払い、なぜ行政が勝手に自分たちの判断だけで住民の権利侵害をすることができるのか、どこかの独裁国家かという感じを受けている意見もあるのです。

行政法からいえば、不許可処分は行政処分を行っているもので、それは重大かつ明らかな瑕疵ということが明らかになっているわけですから、本来の行政庁、今回の場合なら香芝市が速やかに取り消しすることができる規定がもちろんあるので、それをやらなければいけないのだけれども、原因を調べる、調べないなどというよりも一番大切に考えていただ

きたいのが、まず、行政の間違った不許可処分を治癒する、正しい形に戻すのが、一番先にやらないといけないと思うのです。調査などは後から幾らでもできるわけですから。その点を、一定厳しい指導、助言とおっしゃいましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どこの行政もこれから子どもが減ってくるということで、少子化の問題を特に強く掲げているという施策は共通したものだと思うのです。信頼関係、行政は住民の代理人でいらっしやいますし、我々も同様で、住民の代理人でここに来ているわけです。本来なら住民が全員集まって話し合いをして物事を決めていけばいいわけですがけれども、現実的にそれができないということで間接代議制が設けられているわけですから。だから住民の代理人ということをもう一回周知をいただきまして、行政が物事を、昔の役人と言われていた時代の私たちが決めたからいいのだ、私たちが決めたからそれに従えというようなことが現代の時代にあるのかと今回の香芝市の問題を受けて驚きまくっているのです。幼児の悲しんだ顔なども思い浮かべながら解決に向けて走ってきましたが、どうか県も、すばらしい計画を掲げられていますので、議員や職員の関係なく、一致団結して同じ方向に向かって進めるようお願いをしたいのですが、その点はいかがでしょう。

○福西こども・女性局長 冒頭と最後ですが、ご指摘いただいた個別の内容については、教育研究所副所長が答えたとおりにかと思っています。また、どう表現したらいいのかわかりませんが、押しつけるとか、決めたことだからということは私たちも全く考えていませんので、委員からご指摘いただいたことを本当に同感に思っています。ここにいるメンバー、県庁職員、市町村職員も全てそういう立場だと思います。ですから先ほど香芝市の事情を県教育委員会が聞いた上でと申し上げて、私たちも、その辺は少し認識不足かもしれませんが、詳細を熟知していませんので何とも申し上げることはできませんけれども、委員から後段でご指摘いただいたことは、決して私たちはおごるつもりもありませんし、本当に県民にいい行政をと常日ごろ思っているところです。答弁になっているかどうかよくわかりませんが、そういうことを重々承知して施策を進めていきたいと思っています。以上です。

○川田委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。個人でもできないし、民間でもできないからみんなでお金を出し合って税金でやっているわけで、それをどう執行していくかが行政の仕事であり、それをいいのか悪いのか決めていくのが議員の仕事であるなど、こういう決まりだと思っていますので、ぜひともお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、これは確認だけですけれども、前回、総務部次長にも出席いただきまして、こども家庭相談センター関係の職員数もふやすと力強い答弁をいただいて、早速募集をかけていただき、合計18名の募集されているということで、かなりの拡充につながり一歩前進ではないかという喜ばしい話です。確認ですが、18名にふえたから……。

(「14です」と呼ぶ者あり)

14名にふえたからといって、今おられる方が逆に減らされるなど、そういったことはないのですね。

○乾こども家庭課長 委員からお尋ねの児童福祉司の増員について、11月21日付で人事課から正式に募集をするということで、14名程度と聞いており、募集が開始されたところです。14名といいますのは、現在、児童福祉司を県に20名配置しており、来年4月にはプラス14名が必要ということで、足して34名で法定を満たすということで、今の人数が減るというわけではありません。以上です。

○川田委員 今の答弁をいただいて安心しました。頑張っていたきたいと思います。

今回はたまたま児童福祉法の改定もあってこういった動きになったのですけれども、国の予算も考えた場合、例えば子育て施策や女性が輝く、進出という施策もふえてきていますし、全般的に福祉厚生事業と考えた場合に、国の予算でも一番大きいのは厚生関係で、時代とともに予算の割合が変わってきているのです。ところが、これが地方公共団体においてきた場合に、予算配分は当然国に倣ったものになっていると思うのですが、人員関係を見た場合、今一番指摘されるのが、施策自体は確かに変わってきて、スクラップ・アンド・ビルドで消えるものもあって新しいものが生まれるという形で来ていますが、地方公共団体においては、予算の配分に比べて人員体制の割合が全然ついていっていないと学会等ではすごく言われています。

前回の委員会でも、障害はもちろん、子育ても、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会でいろいろ取り組んでいる分野に関して、人員が非常に苦しい、厳しいことをよく聞きます。前も委員長からの言葉に、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会をやっている以上、そういった部分に強く踏み込んでいかなければいけないと、マンパワーだという言葉もあったのですが、本当にそのとおりだと思います。だから予算配分に合った人員体制にならないと、仕事だけふえて人は一緒に、人間は能力の限界があるわけで、それはついていけないという問題になってきますので、その点を強く理事者からも求めていただきたいのです。議会側からも委員長を筆頭をお願いをしておきたいと思いますが、その点のお考

えはいかがですか。

○福西こども・女性局長 県のそれぞれの部署でのマンパワーを充実させるべきという指摘をいただいたかと思っています。昨今の国の動きや県、また、それぞれのサービスの向上が求められる中で、予算もそうですが、マンパワーも資源という限界があります。そういう中では、まずは効率的に事業を見直していくことや、限られた人員でと常々言われていますが、予算要求の時期、人事要求の時期でもありますので、しっかり事業を見据えながら各部署とも取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

○川田委員 これで最後にしますが、行政として法令等で定められている義務的な事務と、例えば祭りをやる、何かをやるのは、義務でも何でもないので、どちらの優先順位が上かといったら、当然義務的なものが優先になってきます。だから人事要求していく部分においても、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会は義務的な仕事がほとんどですから、そういったところも頭に入れていただきまして、義務的なものの優先順位を明確にお知らせしていただきたいと要望して、質問を終わります。

○藤野委員 1点だけお聞きをします。

まず、先般、新聞に載っていましたが、保育士の補助が実態とずれていると、これは東京都ですけれども、民間の認可保育所と小規模保育所の昨年度の財務状況が公表されたということで、株式会社が運営する保育所では、大半を補助金で補う事業活動収入に対する人件費の割合が平均で50%程度だったと。本来なら70%程度なのにそのような状況で、企業によっては賃金を保育所の新設に回すなど、国の想定と実態がかけ離れており、保育士の待遇改善が進まない一因となっているという記事が出ていました。

これは東京都の話で、奈良県ではそういった実態はないと思うのですが、ただ、気になるのは、保育士の労働環境です。ここが大変気になるところで、平均賃金、労働時間、育児休業等々の休暇について、今の保育士の労働環境の実態はどのようになっているのかまずはお聞きをしますが、きょう通告したばかりなので、わからなければ結構です。

○正垣子育て支援課長 保育士の労働環境についてです。

まず、保育士の賃金について、平成26年の賃金構造基本統計によりますと、奈良県の民間保育士は、月平均21万9,000円となっています。全国では、民間保育士ですが、月21万6,000円となっています。

それから、保育士の労働時間について、平成26年3月に実施した奈良県の保育士実態調査では、週当たりの平均労働時間は40時間から50時間が43.1%と最も多くなっ

ています。

それから、保育士の育児休業制度の活用状況ですけれども、同じく保育士実態調査の中で、保育士になってから第1子の妊娠、出産、育児の際に取得した制度として、育児休業は17.5%取得したという結果でした。以上です。

○藤野委員 現状をお聞きしました。賃金は、全国平均よりも若干上回っています。これは多分平均数値なので、それぞれわからない部分があるのかと思います。ただ、保育園、保育所で労働実態がどのようなものかという調査も当然されていると思います。そういう環境の中で、行政がさまざまな部分について、保育所や保育園に対してアドバイスや研修の実施などという取り組みをされていると思うのですが、その実態もお聞きをします。

○正垣子育て支援課長 保育所の労働環境等について、保育所向けの研修です。奈良県で設置している保育士人材バンクで管理者向けの研修を実施しています。保育士が働きやすい環境などの内容の研修を実施しているところです。以上です。

○藤野委員 今まさに保育士人材バンクの話をしていただいたのですが、いわゆる潜在保育士と呼ばれる方々は、結婚されてやめている方々、子どもが生まれてやめている方々、それ以前に、保育士の専門学校に行って保育士を目指したにもかかわらず、資格だけを持たれて実際には保育園に勤めておられない方々、そしてまた、早期に何らかの事情で離職をされた方々で、何らかの事情というのは賃金の問題、労働時間の問題、労働環境に何らかの自分に合わない部分があるなど、それぞれあると思うのです。

おっしゃったように、保育士人材バンクで保育園、保育所の管理者に対しての研修もされているということですが、マッチングに当たって、潜在保育士がさまざまな事情の中で保育園に対して条件というか、労働環境に求めておられるのは何なのか、逆に、保育園、保育所が保育士に対して求めているのは何なのか、もしおわかりになれば教えてください。

○正垣子育て支援課長 保育士人材バンクの中での話ですけれども、求職者側からは、自宅から近い職場を望まれていることが多いです。それと柔軟な働き方を望まれていることが多いです。求人側である保育所側からは、コアタイム以外の朝や夜の遅い時間などにも職員が欲しいということと、正職員を望まれているケースが多いです。以上です。

○藤野委員 まさしく求人側は、定時が終わってからの時間外保育を求めているのが大変多いと思います。子育てをしながら時間外保育をされようとする求職側は少ないという、そのマッチングがなかなか図られないのが現実だと思うのです。

正職員を求めておられるなら、求人側はもっとそこを柔軟にされてもよいのかと。何かと申し上げますと、正職員を求めているのだけれども、時間外を申し出て断られたら何のための正職員かという求人側の思いがあるかも知れませんが、そこは子育てをしながら、どんどん子どもも大きくなればそういう対応、環境もできてくるので、求人側の柔軟な対応をもう少し求めていただければ非常にありがたいと思います。求職側にも、勤めながら徐々にそういう環境にもなれながらやっていただきたいという行政のいろいろなアドバイス、助言を含めてやっていただければ、もっとマッチングの幅が広がっていくのかと思います。

何を申し上げたいかといいますと、保育士が不足をしているのがまだまだ現状では厳しいところがあるのかと思うので、さらなる保育士の確保に向けての充実した取り組み、あるいは条件に合うようなさまざまな行政のマッチングの方法も含めて今後さらに取り組んでいただきたいことを要望して、質問を終わります。

○安井委員 女性の活躍についてお伺いします。国でも地方創生ということで、女性の活躍促進については地方の創生にはなくてはならない非常に重要な施策であると思っておりますし、今の女性の県内の状況を聞きますと、全国的にも女性就業率、女性が社会で働いておられる率は本当に全国的にも低い位置にあって、できる限り社会に出て働いてもらえる環境づくりが求められているのではないかと思います。

奈良県では、女性は家庭でという思いがまだまだ根強く残っていて、そういうものが先行している気がしますが、そういう状況の中で、社会で活躍する機会を創出していかなければならないと思っておりますし、県としてもその方向で進まれているものと。知事も、女性活躍、女性が輝く社会づくりということで非常に重要な施策に位置づけられています。中でも、ことしの予算でもありましたように、女性の活躍を促進する意味の女性の活躍促進会議を開催して、重点的に検討していこうという思いかと思っておりますが、その会議をどのような趣旨で進めようとされているのか、女性が広く社会に出て働いていく機会を捉えていこうとされている実態についてどういう状況にあるのか、お答えいただきたいと思っております。

○金剛女性活躍推進課長 女性の活躍促進会議と、奈良県の女性の就労に関する現状についてお答えをします。

まず、奈良県の女性の年齢別の就業率が非常に特徴的なものとなっており、30代後半の子育て期に全国と比べて大きく就業率が落ち込むことがあります。加えて、40代後半は全国では就業率が20代後半と同じくらいにかなり回復していますけれども、本県では

この年代についても十分に回復し切れていない状況があります。ですので、本県においては、女性が結婚や子育てを経ても就労を継続できるようにすることと、一旦離職しても希望する時期に再就職ができるように支援することが女性の就労支援の大きな課題と思っています。

女性の活躍促進会議の開催についてですが、開催目的は、本県における女性の活躍を推進するために、有識者や経済・労働関係の団体、行政機関等もメンバーにして、女性活躍に関する実態の把握、情報交換等も目的に開催するものです。昨年度は3回にわたり会議を開催して、奈良県の女性を取り巻く課題と、課題に対する解決の方途を議論いただきました。それを踏まえて、本年3月に奈良県女性の輝き・活躍促進計画を策定したところで、県では、引き続き就労を希望する女性のそれぞれの希望がかなえられるように、就職のマッチング、起業の支援等の女性のスキルアップ、就職相談、情報提供の充実などに重点的に取り組む予定で、今後も女性の活躍促進会議における意見を参考に県の計画の着実な推進を図りたいと考えています。

なお、本年度の第1回目は11月30日に開催予定で、今回の会議では、女性の就労者数をふやし、就業率を上げていくための施策強化に向けて、雇用者側、求職者側、労使双方の課題、課題解決に向けての対応策について掘り下げた議論を行いたいと考えています。以上です。

○安井委員 実態把握は非常に大切だと思いますが、今に限らず、女性の就業率が低いのはずっと積年の思いで今日まで進んできていますので、いわば遅きに失している感もあるのですけれども、時代の流れとして女性が社会で輝く場を提供していくことが大きな課題だと思います。

特に、事業の実態の把握に努めているということですが、女性が働ける場は、例えばテレワークなどの時間的な緩急をつけた時間差就業、子育てをしながら就業するという、子育てと就業を両立する職種を促進していくという女性活躍促進の場では、両立する場というのはどういうものか一つ一つ実態や事実をもう少し掘り下げて調査し、そういう企業の求人があれば早く結びつけていく。女性が働きやすいというのは、通勤が長距離である場合、非常に難しいと思うので、できるだけ近くで、長距離の場合はテレワークのような形で働くという実態をうまくつかんで女性の就業促進に向かってほしいと思います。おっしゃったように、女性の就業者を増加していくテーマは、非常に素晴らしいと思いますが、さまざまな現状を踏まえていただく意味で、女性の活躍促進会議は、年に何回開か

れるか知りませんが、去年は3回とおっしゃいましたけれども、もう少し球出しのテーマの頻度を上げて、これはこうだと、こういう家庭はこうだと、子育てはこうだと。特に子育ての時期の方もいらっしゃいますし、そういう時期を過ぎた方も時間的な余裕があると思うのですが、そういう方々にうまく実態に即した調査、会議の頻度といいますか、これから向かってさらにレベルアップしてほしいという思いです。これから先の思い、取り組み方がありましたら、来年に向かってお考えをお聞きしたいと思います。

○金剛女性活躍推進課長 委員がお述べのように、女性側が望む働き方は大変多様であると思っています。そして今、社会の中では、多様な働き方を実現させることによって広くたくさんの女性が自身の能力を発揮できると思っていますので、どうしたら能力をうまく発揮していただける働き方をしていただけるのかしっかり実態を調べながら、方策について考えていきたいと思っています。以上です。

○安井委員 女性の活躍促進会議のメンバーの中に、若年の方々、中堅の方々など女性の委員の割合とおっしゃいましたように、求人側や労働者側などとおっしゃいましたけれども、そういう立場の方々からの意見発信や女性の活躍促進会議の登用についてどういうメンバーがおられて、女性の100%の意見がそこで発せられているのか、会議の内容が女性主導で進んでいるのか、会議の中身を教えてくださいたいと思います。

○金剛女性活躍推進課長 会議のメンバーは現在14名にお願いしています。内訳は、有識者という立場から4名で大学の有識者、研究機関にも入っていただいています。それから経済・労働関係ということで7名入っていただいております、この中には、実際に経営をされている方、男性も女性も両方入っておられます。それから行政機関として、奈良労働局、市長会、町村会ということで、市町村にも参画をいただいています。

全体の14名中、女性は現在7名入っていただいています。若い年代の女性は余りいらっしゃいませんが、今回から出席をお願いしたいと思っている中で、奈良女子大学の副学長で、女子学生のキャリア形成や就職に関して日ごろ取り組んでおられる方から今の学生の実態はどうかということもしっかりとお聞きしたいと思い、参画をお願いしているところです。できるだけいろいろな分野の方々をお願いしているつもりですけれども、広く実態を把握できるように、決してメンバーも固定ではありませんので、その時々テーマに応じて、新たな方にもお願いしてやっていきたいと思っています。以上です。

○今井委員 先日若いお母さんと話をしていましたら、予防接種の種類がすごくふえて、しかもお金がかかって大変だという意見を聞きました。私も小児科に行って、どうなって

いるのかを調べましたら、有料の予防接種の中には、一定年齢までは無料で受けられるけれども、その年齢を超えたら有料になるB型肝炎の場合は、生後2カ月から接種ができ、3回接種ということで、1歳未満なら公費でできるのですけれども、1歳を超えたらお金がかかると。B型肝炎は大体4,100円ぐらいかかると聞いています。その子の体調によって、親のあいている都合や医療機関の状況などによって接種するので大変な部分があるかと思うのですけれども、有効だと言われていましてのに全く公的な支援がないものにロタウイルスがあります。

ロタウイルスは私も自分の子どもで経験しましたけれども、ひどい下痢や嘔吐が1週間ぐらい続いて、白い便が出て、食事も受け付けないという親も子ども本当に大変な状態になりますし、感染性があるので、感染の対策も大変になります。ロタウイルスは冬場の乳幼児の胃腸炎として一番多く重症化しやすいと言われており、予防接種を受けようと思いましたが、1回1万円ぐらいお金がかかり、3回接種しなければいけないということになりますので、どうしようかと迷うお母さんが多いのも事実です。

ロタウイルスワクチンの接種により、重症になる事例が9割以上減少するということが世界のデータの中からはわかっています。特に冬の子どもの入院の半分以上の55%がロタウイルスが原因だと言われていまして、ワクチンの接種を公的にすることによって、子どもの病気を防いでいく、医療費も削減していくことにつながるのではないかと思います。小児科の医師からも、世界ではロタウイルスのワクチンの接種は当たり前のことになっているという意見も聞いていますが、こうした点ではどのように考えておられるのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

○中井保健予防課長 委員がお述べのロタウイルスの件ですが、まず初めに、予防接種というのは予防接種法に基づく定期接種の部分と、それ以外の任意接種があります。今お述べになったロタウイルスについては定期接種化されていませんので、任意接種になっています。定期接種については法律で市町村が実施することになっており、それに係る費用も市町村が支援するとなっています。個人の費用負担についても、基本的には県内の市町村では無料となっています。子どもに係る定期接種については無料となっています。

委員がお尋ねのロタウイルスについては、先ほどもお述べのように、乳幼児期の子どもが感染性胃腸炎にかかる原因の一つになっており、同じようなウイルスとしてはノロウイルスもありますが、ロタウイルスの場合は感染力が強くて、大体5歳までの間に1度はかかると言われています。その中でもウイルスのワクチンがありまして、唯一ワクチンで予

防できるものと言われています。今ロタウイルスについてはワクチンが2種類ありまして、生後6週から24週または32週までの間に2回または3回の接種が推奨されています。

1回の接種に大体8,000円、2回接種の場合でしたら約1万円を超える費用になっています。費用についての助成ですが、県内の市町村を調べた結果、現時点で、市はないですが、12町村で1回当たりの費用の半額または全額負担と公費助成されている状況です。

国全体の話になりましたら、現在の予防接種法が平成25年に改正され、その改正されたときに参議院の厚生労働委員会で、ロタウイルスワクチンについて専門家による評価、検討等を加えた上で、定期接種の対象になるように検討しなさいという附帯意見が出ています。また、同じ時期に国の予防接種の基本計画がつくられており、その中でも、ロタウイルス感染症の予防接種に係る必要な措置を講ずる必要があると計画の中に記載されています。それに基づき、現在、厚生労働省の審議会の中の予防接種・ワクチン分科会で継続して検討されていますので、県としては、国の動向を注視しながら、ロタウイルスの予防接種の定期接種について機会を捉えて要望してまいりたいと思います。以上です。

○今井委員 ぜひ要望をしていただきたいと思います。

それから、今、保育所の入所の申し込みの時期になりますけれども、兄弟で別々の保育所に預けているという方から、優先的に同じ保育所に入れるようにしてほしいという声があります。保育園の行事は同じような時期にありますので、行事が重なってしまったり、毎日の送り迎えが、Aの保育所に行ってから、Bの保育所に行かなければいけない、帰日も同じことということで、働いて子どもを育てるだけでも大変なのに、そういうことになりましたら一層大変になりますので、こうした扱いがどうなっているのか、その点をお尋ねします。

それから、もう1点、私はショックだったのですが、先日、田原本町の社会福祉法人愛和会の元理事長等が領収書を偽造したということで逮捕されたというニュースがありました。子育て支援・少子化対策特別委員会で、この愛和会は潜在保育士を非常にうまく就労させて、女性が働く意味でもすぐれた取り組みだということで視察に行ったことがあり、そこでそういうことがあったということで、私としては大変ショックな受けとめをしています。この問題では地域子育て支援の拠点事業をめぐって領収書の偽造が言われていますが、県レベルでチェックができなかったのかという1点と、ここは天理市や田原本町で6園経営しておられますが、実際にそこに行っている保護者や働いている方の中で、どうなるのかと不安の声も非常に聞いています。そういう意味では、この問題について、今

調査中でなかなか難しい点があるかもしれませんが、県で答えられる範囲でお尋ねをしたいと思います。

○正垣子育て支援課長 保育所の優先利用についてです。

保育所の優先利用は、保育の実施主体であります市町村において、兄弟姉妹やひとり親家庭など一定の要件に該当する場合について、優先利用ということで優先的に保育所等を利用できる取り扱いを行っていると聞いています。市町村にも状況を聞いていますが、兄弟で同一の保育所にという希望は、保育所等のあきぐあいや申し込みの時期などによりすぐに希望に沿うことができない場合もありますけれども、市町村では、できるだけ保護者の希望に沿う選択ができるよう努めておられるところです。以上です。

○金剛女性活躍推進課長 地域子育て支援拠点事業について、今井委員の質問にお答えします。

地域子育て支援拠点事業といいますのは、子ども・子育て支援法に基づいた市町村が実施主体の事業です。それに対して、国と県が市町村に対し補助金を交付しています。今回の事案では、田原本町が社会福祉法人愛和会に事業の実施を委託しているものです。県は、田原本町に対して、町が事業の実施に要した経費、今回の事案では社会福祉法人に対して支出された委託料と補助の基準額を比較して、低いほうの3分の1を交付しています。県が町に交付金を交付するに当たっては、町から提出された実績報告書により委託料の金額を確認し、交付額を確定しています。ですので、社会福祉法人が事業に係る経費を支出したことを証する書類は県には提出されていませんでした。県としては、このような事案が再発することのないよう、事業の実施主体である市町村において、事業を委託した場合の経費の支出確認を証拠書類を精査の上、行っていただくようお願いの周知をしたいと考えています。以上です。

○福西こども・女性局長 今井委員から、驚かれたという発言と、今後、県はどうしていくのかという質問にお答えします。

県も、大切な子どもを預かる保育園の、元とはいえど長きにわたり携わっていただいた方が逮捕されたことに対して大変残念に思っており、また、驚きも感じたところです。委員がご指摘のように、保育所の運営に関しては、委員会でもご視察いただきましたように、また、保護者からもそういう声が大きかったことも感じておりこの事案で園側、保護者の動揺が園児に影響がないようにということで、早速、田原本町に連絡をとりながらという形で、まず対応をしました。

今後は、捜査中ということで委員の案内のとおりですが兼ね合いもあり、指導する立場ということもありますので、早々に園に出向き、指導や指導監査という形で対応していきたいと考えています。捜査の状況でいろいろありますけれども、そういう対応をしたいと考えています。以上です。

○今井委員 日々の保育に支障がないように対応していただきたいことをお願いしておきたいと思います。

それから、最後ですが、2016年10月26日に世界経済フォーラムWEFが、世界の国々の男女格差、ジェンダーギャップ指数を発表されました。今、日本は女性の活躍や、いろいろ女性、女性と言われているのですけれども、その順位を見ますと、何と世界で111番目と出されています。G7の中では日本は最下位だと。前年度は101位でしたので、前年よりもさらに下がっている状況です。評価をする項目ですが、経済活動の参加と機会が118位、教育に対しては76位、健康と生存率が40位、政治の参加が103位で、一番ギャップが大きいのが経済活動の参加と機会ではないかと思っています。

奈良県の女性の就業が全国ワーストワンで、今それについていろいろ議論を進めると聞いていますが、2008年の少し古いデータになりますが、民間と公務員の男女の賃金の比較をした資料がありました。それを見ましたら、正規の場合はその差が、フルタイムで男性が100に対して女性が70.6ということです。非正規の場合でしたら、男性が100に対してフルタイムで64.9、パートで48.3になっています。公務員の男女の賃金格差を見ますと、正規では男性が100に対して女性が86.2、非正規の臨時職員では33.9で3分の1、非常勤では49.0で2分の1で、これを見ますと、男女間の賃金格差もありますけれども、雇用形態、正規、非正規の格差が男女の賃金の格差を広げる非常に大きな原因になっているということと、もう一つは、民間よりも公務員の格差が大きいことが出ていますので、このあたりをきちんとしていかないと、本来の意味での男女差別の解消にはつながらないのではないかと受けとめているのですけれども、奈良県における男性、女性の賃金の格差がどのようにあらわれているのかがわかりましたらお伺いしたいと思います。

○元田雇用政策課長 民間事業所における男女間の賃金格差で説明します。

一般労働者、短時間労働者のそれぞれの男女間の賃金格差は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の平成27年6月分で、一般労働者、従業員規模が10人以上の場合の所定内給与額で調べますと、男女間の格差については、男性が100に対して72.2となって

います。一方、短時間労働者も従業員規模10人以上の場合で1時間当たりの所定内給与額で比較しますと、男女間格差については男性が100に対して女性が91.1となっています。先ほどの一般労働者は全国が72.2で、それに比べて奈良県の場合は76.1で、奈良県の場合は若干格差が少なくなっています。それと、今申し上げました短時間労働についても、先ほど申しましたように、全国の場合で男女間格差91.1に対して奈良県の場合は95.2で、格差は少ないです。

次に、従業員に占める女性の非正規職員の割合ですけれども、これについては、全国で25.2%になっていますが、平成26年の調査で奈良県の場合は31.5%と、奈良県では全国に比べて6ポイント余り高くなっています。女性の場合、男性に比べて非正規雇用の割合が高いということですので、こういったことが男女間の賃金格差の要因の一つになっているのかと考えています。

賃金格差については、さまざまな要因が関与するものと思われませんが、厚生労働省による男女間の賃金格差の要因分析が平成25年の賃金構造基本統計調査において行われており、これによりますと、男女間の平均所定内給与額の単純な比較で71.3となり、これについて、例えば勤続年数の差や職階の違い、年齢、労働時間、企業規模などでそれぞれ一定の条件を男性に合わせて比較分析しますと、例えば職階の場合でしたら10ポイントその違いが是正されるといった調査結果が出ています。

非正規雇用については、正規雇用と比べて雇用が不安定で賃金水準が低くて、能力開発の機会が少ない、職業キャリア形成が妨げられるといったものであると認識していますので、県内中小企業において、非正規雇用、特に不本意非正規雇用の女性がやりがいを持って働き、将来に向けた職業キャリアの形成が図れるよう、希望や意欲、能力に応じた正社員転換や待遇改善を進めている事業に対する支援を行っていきたいと考えています。以上です。

○今井委員 公務の実態がまだはつきりつかめていないのですが、男女の格差を考える上で、非常に大事な問題ではないかと思っています。世界で111番目で、奈良県は就労が一番悪くて、しかも非正規の割合が全国よりも6%高いという状況になっており、こうした雇用が将来の年金にもつながっていくかと思っていて、このままいきますと、女性の貧困がそのまま高齢女性、男性よりも長生きしますので、そういう貧困の女性が非常にふえていくという県になっていくことが十分に予測されます。働き方改革についていろいろ考えていただいていると思いますけれども、こうした視点も入れて検討していただきたい

ことをお願いしたいと思います。

○山中委員 子どもの貧困についてお伺いをします。

経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画という冊子ですが、本年の4月から実施をされて約7カ月が過ぎたわけです。計画の背景は、皆さんも既にご存知のように、子どもの貧困対策の推進に関する法律が議員立法において提案をされ、衆参両院の全ての政党が賛成をし、平成25年6月19日に成立をしたわけです。同法第9条には、都道府県は、子どもの貧困対策計画を策定することが努力義務と定められています。こういう背景でこの計画も生まれたものだと承知をしています。さらに、この中には施策の骨子ということで4つの柱が設けられています。学力の向上、困難を生きる力の育成、2点目には、安心・安全の居場所づくり、3点目には、家庭の生活を下支えする、4点目には、福祉、教育等の行政と地域が連携した支援の推進という点です。この4点を中心に推進が始まっているのかと思います。7カ月しかたっていないという考え方もありますが、やはり鉄は熱いうちに打てということもありますので、しっかりと進めることが必要かと思います。

そこで、県下の市町村ですが、今の取り組み状況と、地域子供の未来応援交付金という具体的なメニューも示されていると聞いていますので、こういう観点からも進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

○乾こども家庭課長 子どもの貧困対策における市町村の取り組み状況についてお答えします。市町村の状況でよろしいですか。

○山中委員 県の取り組み状況です。

○乾こども家庭課長 県の取り組み状況を説明します。

委員がお述べのように、先ほど言っていました、経済的困難及び社会生活上の困難を抱えた子どもを支援する奈良県計画を平成28年3月に策定をして、置かれた状況によりそれぞれが抱える課題の解決に向けた取り組みを進めています。

具体的には、学力の向上、生きる力の育成や安心・安全な場を確保するため、学習ボランティアや地域との協働により、体験活動による学習支援や学びの場、安心な場所の提供を実施しているところです。また、高等教育を目指すインセンティブを提供するために、児童養護施設を退所して大学等に進学する子どもに、卒業後、一定期間の就業により返還が免除となるような生活費、住宅費等の貸し付け事業を始めるところです。さらに、家庭を支える観点から、支援が必要な家庭に乳幼児からの子育て支援について積極的に家庭に

訪問する家庭訪問型による切れ目ない育児支援の普及を進めています。以上です。

○山中委員 地域子供の未来応援交付金を使った各市町村の今の取り組み状況で、メニューについてまずお聞きします。

○乾こども家庭課長 市町村の取り組み状況について説明します。

国の交付金事業が平成27年度の補正予算で成立して、具体的には、市町村における地域の実態調査や計画の策定、支援体制の整備や関係機関との協力体制の構築、市町村におけるモデル事業の実施について国が支援するという制度です。現在、県内では、市と町が1つずつの2市町がこの国の事業を活用して取り組みを進めています。以上です。

○山中委員 交付金の実施状況で、今、県に上がってきているのが1市1町で、39市町村ある中で2カ所ということは、温度差というよりも、全体的に非常にモチベーションが低いのではないかと思います。既にご案内のデータで、山形大学の戸室准教授が示された都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、捕捉率で2016年度版のこういう表が示され、全国の子どもの貧困率が13.8%、それに対して奈良県の貧困率が11.7%で、上位から22番目に位置するのかなと思いますが、ややもすると、子どもの貧困というのが他人事ではないかと、そう捉えられているのではないかと思うわけです。

そういうことで、この施策が進まないと言うと、まだ7カ月ですからこれからですという話になるかもわかりませんが、実際に手を挙げてくれているところが2カ所ということですので、この辺の温度差という課題は県としてどのように受けとめておられるのか、お聞かせをいただけたらと思います。

○乾こども家庭課長 先ほどお答えしましたけれども、国の交付金事業を使って取り組んでいるのが現在奈良県で2市町ですけれども、全国的にまだ始まったばかりで、全国で見たら多分60弱のところはやっと手を挙げてきている状況ですので、奈良県は2市町ですけれども、特に奈良県だけがおくれているという認識は持っていません。以上です。

○山中委員 そうです。おくれている認識はないということですが、実は、きょう委員長にお許しいただきまして、本を示させていただこうと思います。私たち会派は、1月21日、22日に東京都足立区にお伺いしました。この本の中に東京都足立区のことも含めて書かれているわけですが、表題が「子どもの貧困が日本を滅ぼす」ということで、日本財団子どもの貧困対策チームが発刊をされている本です。内容を表紙の部分だけ見ますと、6人に1人いるとされる子どもの貧困を放置すると、年間約40兆円が失われ、国民一人ひとりの負担がふえる、かわいそうでは済まないということで、日本の最重要課

題ですという書かれ方をしており、ショッキングだと思って読んだわけですが、その中に、先ほど申しました東京都足立区のこと非常に詳細に書かれており、直接窓口になります区の事業と県の事業が違うのはもちろんだと思いますが、やはり特筆すべき捉え方というのはあるのかと思います。

そうした中で、県の計画にどういう形で反映しているのかを含めて確認したいと思いますが、東京都足立区では、子どもの貧困問題は、特に困窮状態にある子どもを早期に発見する仕組みを大変充実をさせているのが1点。それと、あと1点は、子どもを取り巻く家庭環境や生活習慣を変えていくことで子どもの貧困の連鎖を軽減できる可能性があるという捉え方をしています。東京都足立区の担当者が言うには、今、救う必要な事業は国や都に任せておいて、区としては、どちらかという連鎖を断つ予防としての捉え方、貧困に陥らないような防止が特に重要だと捉えていますという話でした。そこで、県の計画の中に、そうした予防的観点からの施策の取り組みについてどのように進めていこうとされているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○乾こども家庭課長 予防の観点について、本計画における位置づけ等についてお答えをします。

委員がお述べのように、経済的困難の状況が世代を超えて連鎖することを防ぐ、ここで言います予防については、必要な施策を図るのは極めて重要な観点であると認識しています。子どもの養育環境の整備、教育の機会均等、生活の支援、保護者の就労支援など、総合的に進めていくことが極めて重要であると考えています。特に連鎖を予防する観点の子どもに直接届く支援として、先ほども述べましたけれども、学習支援、生活支援を行う学習教室や居場所づくりなど、子どもの学力の向上や生きる力の育成に取り組んでいるところです。

また、並行して、委員もお述べの家庭を下支えする施策として、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭への就労支援や生活困窮者の自立に向けた相談等の実施をしているところです。また、こども食堂に代表されます地域から起こっている子どもを支援する取り組みについて、県としても連携しながら貧困の世代間連鎖の防止に努めていきたいと考えているところです。以上です。

○山中委員 わかりました。そういう予防的な観点、また、それに陥らないような観点ということで施策もやっただいているのは認識をしました。

そこで、約半年少しを経過してきたわけですが、そういった観点で市町村へのお願いと

いか、お知らせをしっかりとさせていただきたいというのが1点です。それと、この中で、実はワーストワンに記録されたのは沖縄県ですけれども、沖縄県は先ほど申しました全国平均が13.8に対して37.5が貧困率ということで、かなり突出して悪いことがありました。では、沖縄県はどのような対策をしているかということですが、市町村との連携はもちろんですが、県自体もかなりの、かなりと言うと非常に曖昧な言い方になってしましますが、県自体もこの対策ということで子どもの貧困対策推進基金を創設して、県単独で30億円規模になる基金の積み上げをしながら施策の推進をやろうという取り組みをしていると、報道ですが伺っています。

そういうことから、冒頭申しました本の中にもありましたように、ややもすると、そういう損益が生まれてしまうことを事前にといか、陥らないように防ぐにはどうするかということ、計画を進めるのはもちろんですが、先ほど申しました予防、また、陥らない対策もしっかりと県として打っていただきながら、市町村に訴えをしながら計画を進めていただきますようお願いをします。以上です。

○粒谷委員長 それでは、これをもちまして質疑を終わります。

それでは、理事者の皆さん方には退席をお願いします。ご苦労さまでした。

委員の方は、しばらくお残りください。

(理事者退席)

○粒谷委員長 それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行います。

委員間討議も、インターネット中継を行っておりますので、マイクを使つての発言をお願いします。

まず、平成29年6月定例会において、調査を終了し、その成果を報告するわけでございますけれども、お手元に配付しております調査報告書の骨子案についてご協議いただきたいと思ひます。

この骨子案の構成または成果の取りまとめとなる提言につきまして、あわせて各委員におかれまして、少子化対策・女性の活躍促進に対する思ひや考へがありましたら、この機会にご発言願ひたいと思ひます。

それでは、ご発言願ひたいと思ひます。

○梶川副委員長 まず1つは、川田委員の言われた児童福祉司の14名採用はしっかりとってもらいたいと思ひます。というのは、この前から事件が起こっている生駒市の事件にしろ、堺市の梶本樹季ちゃんの事件にしろ、電話で済ませてといっているけれども、やはり必ず

警察を伴って現場へ行くぐらいのことはしないと、人数だけふえて電話で済ませたということで、後からしくじったということのないようにやってほしいと思います。

○粒谷委員長　そうですね。これは、川田委員もおっしゃったマンパワーの充実が一番大事なことから、当然14名の増員以上に、さらに増員できるような形で議会もバックアップしていきたいと思います。

書類も、今見っていますが、まだこれからも協議を進めますので、よく熟知していただきまして、今後、またご協議願いたいと思いますので、委員間討議はこれで終わりますけれども、よろしくお願ひします。

それでは、本日の委員会を終わります。